

収益分配金に関する留意事項



分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

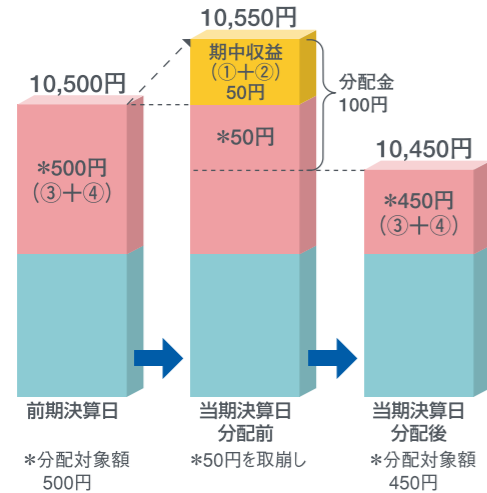


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益を示すものではありません。

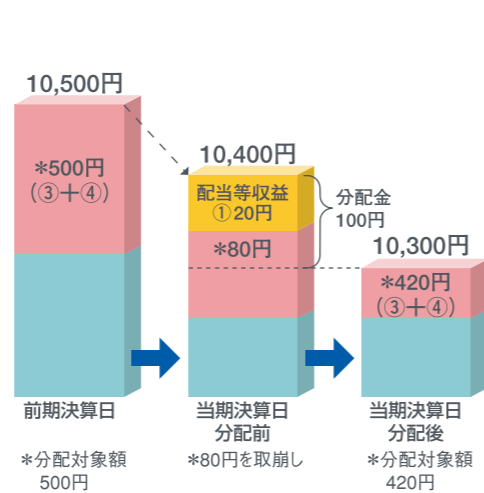
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

【前期決算から基準価額が上昇した場合】



【前期決算から基準価額が下落した場合】



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

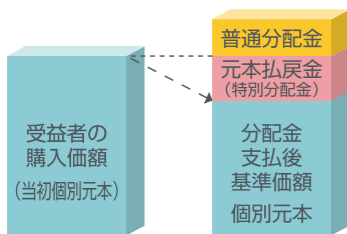
分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。



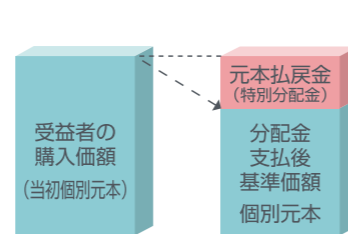
受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



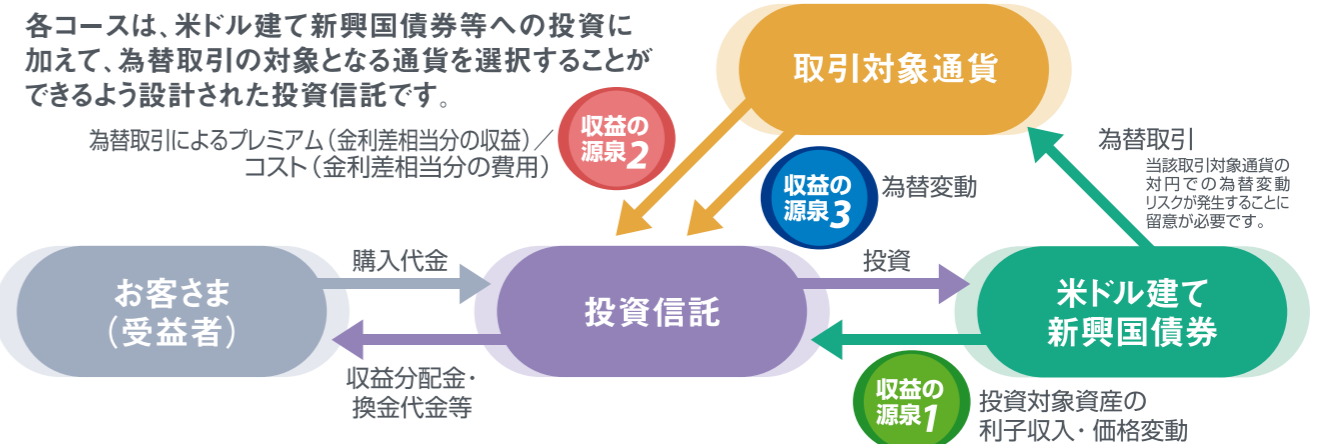
普通分配金…個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

米ドル建て新興国債券等へ投資する場合

- 1 米ドル建ての新興国債券に投資します。
- 2 さらに通貨コースを選択いただけます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図(円コース、米ドルコースを除く)



各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。

収益の源泉1

米ドル建て新興国債券の高利回り・価格変動

収益の源泉2

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益) / コスト(金利差相当分の費用)

収益の源泉3

為替変動



各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉1	収益の源泉2	収益の源泉3
● 金利の低下 ● 発行体の信用状況の改善	● 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	● 円に対して取引対象通貨高
債券価格の上昇	為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の発生	為替差益の発生
収入を得られるケース(基準価額上昇要因)	収入を得られるケース(基準価額上昇要因)	収入を得られるケース(基準価額上昇要因)
↓	↓	↓
● 金利の上昇 ● 発行体の信用状況の悪化	● 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	● 円に対して取引対象通貨安
債券価格の下落	為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)の発生	為替差損の発生
損失やコストが発生するケース(基準価額下落要因)	損失やコストが発生するケース(基準価額下落要因)	損失やコストが発生するケース(基準価額下落要因)

※1 円コースにおいては、対円での為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益) / コスト(金利差相当分の費用)が生じます。
 ※2 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇(円安)した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落(円高)した場合は為替差損が発生します。
 ※3 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 ●市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。